

浜岡原発再稼働禁止仮処分＜債権者募集要項＞

2012（平成24）年10月

浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求訴訟弁護団
弁護団長 弁護士 鈴木 敏弘

1 はじめに

私たち弁護団は、中部電力株式会社を債務者（仮処分の相手方）として、「本裁判（私たちが昨年7月に静岡地方裁判所本庁に申立てた、浜岡原子力発電所運転終了・廃止等を求める裁判）の結論が出るまで浜岡原発5号機を再稼働させない」との仮処分を求める申立を静岡地方裁判所に行く予定です。

私たちは、地元の方の多くが浜岡原発の再稼働を許さないお考えであることを裁判官に届けたいという思いから、この仮処分の債権者（仮処分の申立人）を一般市民の方から募集することにしました。

2 債権者になることを希望される方々へのお願い

仮処分申立の債権者になることを希望される方に次の点をお願いいたします。

- ① 中部電力の関係者の方は、あらかじめその旨を弁護団にお申し出ください。
- ② 仮処分を申立てるあたり裁判所に納める費用（印紙代）として、一人あたり2000円のご負担をお願い致します。
- ③ 申立前に、弁護団から電話など適宜の方法で債権者になられることについて意思確認をさせていただきます。「申込書兼委任に関する承諾書」には、弁護団との連絡がつきやすい電話番号等をご記入下さい。また、準備の都合上、必要な時期までに連絡がつかない（弁護団が貴殿の委任意思を直接確認できない）場合には、恐れ入りますが、債権者となっていただけない場合がありますことをご了解下さい。
- ④ 弁護団から債権者へのご連絡（期日ご報告・資料ご提供等）は、郵便ではなく、メール又は次のホームページにて行いますので、ご了承下さい。
弁護団ホームページ：<http://www.hamaokaplant-sbengodan.net/>
- ⑤ 裁判は、静岡地方裁判所（静岡市葵区追手町10-80）にて、通常は、3ヶ月に1回程度のペースで行われますので、ご都合のつく方は是非ご参加下さい。
- ⑥ マスコミの取材が可能な方は、積極的に応じていただきたいと思います。
- ⑦ 当弁護団の判断により、債権者となることをご遠慮頂く場合のあることを、ご了承ください。

- ⑧ 債権者となられる方からも、なられない方からも、全くの任意ではございますが、弁護団活動費（調査・研究費を含む）のためのカンパを下記口座に戴ければたいへん有り難く存じます。

記

ゆうちょ銀行
口座記号番号 00860-2-151786
口座名義 浜岡原発訴訟弁護団
(はまおかげんぱつそしょうべんごだん)

3 申込み方法

- ① 「申込書兼委任についての承諾書」・「委任状」にご記入の上、これらの書類を以下の返送先へ2012年11月末日（必着）までに郵送して下さい。
- ② 2012年11月末日までに、以下の口座へ2000円（仮処分を申立てるあたり裁判所に納める費用（印紙代））を振り込んで下さい。
- ③ 委任意思確認のため、弁護団から折り返し電話連絡をさせていただきます。

※ 準備の都合上、期日までに①～③が整わない場合には、債権者となっていただくことができませんのでご了解下さい。

[書類返送先] 〒430-0945 浜松市中区池町 221-5 大石康智法律事務所内
浜岡原発訴訟弁護団事務局

[2000円振込先]

ゆうちょ銀行
口座記号番号 00860-2-151786
口座名義 浜岡原発訴訟弁護団
(はまおかげんぱつそしょうべんごだん)

4 ホームページから必要書類をダウンロードされる方へのお願い

「申込書兼委任に関する承諾書」「委任状」とも、「両面（裏表）印刷」をしていただきますようお願いいたします。

以上

訴 訟 委 任 状

平成 年 月 日

住 所 〒

氏 名 印

私は、次の各弁護士らを訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 鈴木 敏 弘 (静岡県弁護士会)
〒430-0929
静岡県浜松市中区中央一丁目3番6-301号 浜松イーストセブン
鈴木敏弘法律事務所
電話 053-456-0609
FAX 053-456-7672

弁護士 河 合 弘 之 (第二東京弁護士会)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 NBF 日比谷ビル16階
さくら共同法律事務所
電話 03-5511-4402
FAX 03-5511-4411

及び裏面に記載の各弁護士

第1 事件の表示

裁判所 静岡地方裁判所
事件名 浜岡原子力発電所再稼働禁止仮処分申立事件
債務者 中部電力株式会社

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、申立の取り下げ、和解、請求の放棄、認諾、控訴、上告、上告受理の申立、抗告、特別抗告及びそれらの取下、反訴の提起、弁済金の受領、保管金納入及び受領
- 2 上記事件に関する一切の事項及び復代理人の選任及び解任

静岡県弁護士会

小林 達美 浅野 智裕 中川 真 岡本 英次 澤口嘉代子 大瀧 友輔 藤澤 智実 石山加奈子 伊藤 博史
 佐藤 治郎 小笠原里夏 須田 和則 興津 哲雄 永野 海 美和 繁男 福地 明人 岡本 義弘 富樫 早苗
 三橋 閑花 福地 繪子 杉山繁二郎 吉川 友朗 河島 多恵 杉山 利朗 中村 光央 葦名 ゆき 内山 宙
 伊東 哲夫 青島 伸雄 小池 賢 中野江里香 萩原 繁之 小川 秀世 彦坂 礼子 丹羽 崇史 近藤 浩志
 秋山 和幸 植松 真樹 和光 学 角田由紀子 大多和 暁 佐藤 裕之 大久保聡子 南條 潤 諏訪部史人
 朝倉 保 杉尾健太郎 相良 優太 青山 雅幸 石橋 賢一 田代 博之 荻 大祐 家本 誠 菅野 雄児
 渡邊 昭 土屋賢太郎 斉藤 寛明 本多 孝士 津田 薫 古澤 一樹 片桐 一成 渡邊洋二郎 小川 央
 門城亜紀子 熊田 俊博 関 亮子 松田康太郎 木村 絵美 鈴木 重治 林 英一郎 宮田 逸江 佐々木大資
 黒柳 安生 山口 雅直 栗原 孝明 青木惣一郎 細井 為行 杉浦 孝輔 増田 英行 鳥居 恭子 岡島 順治
 長橋 良 宇佐美達也 石川アトム 高貝 亮 作本 楽 栗村香奈子 石川 茂吏 外山 弘宰 小川 正美
 麻生 絵美 間 光洋 原 道也 山本 洋祐 西ヶ谷知成 名倉 実徳 吉原 伸明 河野 正 白山 聖浩
 塩沢 忠和 渡邊 純男 古川 陽子 谷川 樹史 大石 康智 高橋 広篤 中村 謙介 関谷 綾子 平尾 竜太
 松澤 崇志 神田 治英 荘田 耕司 岸田 真穂 角替 清美 高木 登 安谷屋 妙 杉山 成一 中村 信
 高山 功

愛知県弁護士会

秋田 光治 大野 博昭 佐久間信司 徳田万里子 松本 篤周 浅見 敏範 大矢 和徳 柴垣 幹生 永井 敦史
 間宮 静香 渥美 雅康 大脇 雅子 清水ちはる 永田 有香 水野 幹男 渥美 裕資 岡村 晴美 清水 広有
 中谷 雄二 三宅 信幸 天野 茂樹 萩原 典子 白川 秀之 仲松 大樹 宮田陸奥男 荒川 和美 小栗 孝夫
 新海 聡 中村 貴之 宮道 佳男 伊神 喜弘 小田 直子 杉浦 豊 長屋 誠 村上 満宏 石塚 徹
 小田 典靖 杉浦 龍至 夏目 武志 室 穂高 市川 博久 小野万里子 鈴木 貴夫 二宮 純子 森 弘典
 伊藤朝日太郎 鍵谷 恒夫 鈴木 哲郎 二宮 広治 森 由紀夫 伊藤 誠一 籠橋 隆明 鈴木 典行 野田 葉子
 安田庄一郎 伊藤 陽児 勝田 浩司 鈴木 含美 野間美喜子 安本 卓史 稲垣 仁史 加藤洪太郎 高木 輝雄
 長谷川一裕 山内 益恵 稲垣 宏子 加藤 悠史 高梨 基子 濱瀧 将周 山下 陽平 井上 澄人 兼松 洋子
 高森 裕司 原山 恵子 山田 麻登 今井 安榮 亀井千恵子 瀧 康暢 平松 清志 山田 克己 岩崎 光記
 川口 創 竹内 平 福井 悦子 山田 幸彦 岩月 浩二 川津 聡 竹内 裕詞 福島 啓氏 山本 興輝
 鶴飼 雅成 北村 栄 田中 雪美 福谷 朋子 横地 明美 内河 恵一 郷 成文 田原 裕之 舟橋 民江
 吉浦 勝正 打田 正俊 織瀬 和義 田巻 紘子 斐 明玉 吉江 仁子 梅村 浩司 小島 高志 樽井 直樹
 堀 龍之 吉川 哲治 漆原 由香 小島 智史 恒川 雅光 本田 直樹 若松 英成 江本 泰敏 酒井 寛
 坪井 陽典 前田 義博 大辻 美鈴 榊原 真実 寺本ますみ 松澤 良人 浅井悠一朗 臼井 幹裕 名嶋 聡郎

長野県弁護士会

安藤絵美子 牛山 秀樹 木嶋日出夫 原 正治 山崎 泰正 安藤 雅樹 岡田 和枝 相馬 弘昭 松村 文夫
 山下 潤 今村 義幸 蒲生 路子 武田 芳彦 村上 晃 岩下 智和 河嶋 恒平 中島 嘉尚 毛利 正道

第二東京弁護士会

海渡 雄一 青木 秀樹 只野 靖

東京弁護士会

内山 成樹 望月 賢司

山梨県弁護士会

小笠原忠彦 長田 清明 長倉 智弘

福島県弁護士会

加畑 貴義 頼金 大輔

岐阜県弁護士会

栗山 知

福岡県弁護士会

伊藤 修一

三重県弁護士会

木村 夏美

申込書兼委任についての承諾書

2012 (平成24) 年 月 日

浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求訴訟弁護団 御中

〒

住所

氏名 (ふりがな ;)
印

TEL ()

携帯電話 ()

FAX ()

※連絡のつきやすい曜日・時間帯等 ()

メールアドレス @

私は、貴弁護団に対し、浜岡原子力発電所再稼働禁止仮処分命令の申立・審理遂行を委任するについて、下記の事項について承諾した上で、債権者として申し込みます。

なお、本申込書兼委任についての承諾書提出後、貴弁護団において、債権者となることが困難と判断された場合には、その判断に従い、委任契約は成立しなかったものとして貴弁護団に提出済みの書類を貴弁護団が破棄することを承諾します。

記

第1条 委任する事項

私は、貴弁護団に以下の事項を委任します。

1、申立・審理遂行権限

中部電力株式会社を債務者として、浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求訴訟の判決が確定するまで浜岡原子力発電所5号機の再稼働をしないとの仮処分命令を求める申立・審理遂行に必要な一切の事項

2、裁判解決に必要な手続並びに付随する手続

その他、前項に付随する一切の事項

第2条 委任に関する報酬・費用等の合意

私は、貴弁護団に、第1条の事項を委任するについて、委任に関する報酬・費用等の支払について、以下のとおり支払うことを承諾します。

- 1、着手金・報酬金 　　　　　　　　　なし
- 2、仮処分命令申立費用（印紙代）　　金2,000円
- 3、支払方法

上記費用については、平成24年11月30日までに、下記口座に送金し（弁護団の指定する期日までに納付ができなかった場合に、私を債権者から除外して申立・審理遂行する場合のあることを承諾します。）、振込み手数料は、私が負担します。

記

ゆうちょ銀行

口座記号番号　　00860-2-151786

口座名義　　　　浜岡原発訴訟弁護団

（はまおかげんぱつそしょうべんごだん）

4、受領金員の不返還

貴弁護団が受領した上記費用については、本命令の申立後においては、事由のいかんにかかわらず、返還されないものであることを確認し、承諾します。

第3条 事前に承認する事項

私は、貴弁護団に、第1条の事項を委任するについて、以下の事項を確認し、承諾します。

- 1、弁護団が行う事務の処理に関して、弁護団が適宜選択する弁護士が私の債権者代理人・復代理人となること。
- 2、貴弁護団が、私の利益だけでなく、本件の委任を受けた債権者全体の利益のために最も相当であると判断した方針に従って行動すること。
- 3、本件申立が、公益を図るための集団申立であることから、貴弁護団に所属する弁護士が、本件とは別の法的紛争に関して、私と、利益が相反する事件を受任していること及び受任すること。
- 4、本件訴訟についての報告は、原則としてインターネットメール又はホームページ上の発表によること。
- 5、引っ越し等により住所を変更した場合、氏名や連絡先が変更になった場合、必ず、貴弁護団に連絡すること。
もし、私が連絡を怠ったことにより、貴弁護団から、私に連絡が取れなくなった場合、私との関係で、本申立を取り下げること。
- 6、貴弁護団が私に電話をかけるなど適宜の方法で私の委任意思を確認すること、及び、事務処理上必要な時期までに貴弁護団から私に連絡がつかない場合に私を債権者から除外して申立・審理遂行する場合があること。

第4条 弁護団の辞任について

私が第2条の弁護団活動費を支払わない場合、その他貴弁護団との信頼関係が破壊され、貴弁護団において引続き私に関する事件処理を継続することが困難と判断した場合には、貴弁護団が辞任することができることを承諾します。

以上